

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 4 9 号

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年鈴鹿市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第17条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、4 時間 （当該介護休暇と要介護者を異にする介護 時間の承認を受けて勤務しない時間がある 日については、当該 4 時間から当該介護時 間の承認を受けて勤務しない時間を減じた 時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間）	第17条の 2 略 2 1 時間を単位とする介護休暇は、 <u>1 日を</u> <u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時</u> <u>刻まで連続した 4 時間</u> （当該介護休暇と要 介護者を異にする介護時間の承認を受けて 勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤 務しない時間を減じた時間）を超えない範 囲内の時間とする。 （介護時間）
第17条の 3 略 2 育児休業法第19条第 1 項の規定による同 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する 部分休業の承認を受けて勤務しない時間が ある日 <u>の介護時間</u> については、 <u>1 日につき</u> 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤	第17条の 3 略 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から</u> <u>連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時</u> <u>間</u> （育児休業法第19条第 1 項の規定による 部分休業の承認を受けて勤務しない時間が ある日については、 <u>当該 2 時間から当該部</u>

務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 第23条 略 <u>(条例第17条第2項の規則で定める期間)</u> 第24条 <u>条例第17条第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> 第25条～第28条 略	分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 第23条 略 第24条～第27条 略
--	---

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。